

びわこボートレース場地方公営企業法適用基本方針案にかかる最終報告について

1 趣旨

昨年 3 月に策定された「びわこボートレース場中期経営計画」において、人材の育成と組織の強化を図るため、平成 30 年度からの地方公営企業法（以下「法」という。）の適用に向け、今年度中に基本方針を定めることを重点プロジェクトに位置付けました。

これは、当事場が将来に渡って安定的に事業運営するための手段として、法適用を実施した場合の効果を明らかにし、法適用の方向性について定めようとするものです。

この度、基本方針案が定まりましたので、その概略について報告を行うものです。

2 公営企業会計方式の導入について

1) 背景

当事場では、平成 25 年度に行われた包括外部監査において、事業の方向性を検討する手段として法適化の検討を進めるよう意見がありましたが、国からも、経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）を的確に把握することの重要性が指摘されています。また、ボートレース業界団体からは、法を適用していない各施行者あてに、法適用の要請がありました。

（参考）全国の適用状況

項目	団体数	全適	一適	検討中
地方公営企業法適用団体数 （全団体）	36	10 (15)	5 (10)	— (3)
地方公営企業法適用団体数 （開催日数 100 日以上 (H25 実績) に限る）	23	8 (12)	4 (8)	— (2)

※平成 27 年 4 月現在の状況。() 内は平成 28 年度以降の予定を含んだ団体数を指す。

2) 官公庁会計方式と公営企業会計方式の主な比較

項目	官公庁会計方式	公営企業会計方式
財務報告の目的	限られた収入（現金）をどれだけ効率的に分配しているかを監視、評価	財政状態、経営成績を報告、説明
会計の特徴	支出を統制することに重点 事前の管理（予算）を重視	独立採算が機能しているかどうかを開示することに重点 事後の評価（決算）を重視
認識基準	現金主義	発生主義
固定資産	観念なし（会計上管理しない）	固定資産台帳を整備 （貸借対照表の「資産」に計上）
減価償却費	観念なし（歳出に科目なし）	収益的支出に科目あり

3) 導入の効果

公営競技事業は、事業目的自体が公共の福祉の増進を図るものではなく、一般会計へ繰り出すことで公益性が認められる性質を有し、収益性を確保することが最優先されることから、収益事業としての位置づけを明確化するため、企業会計方式を導入する必要があります。また、事業の継続性を前提としたフルコストの回収を意識して収益確保を図る必要がありますが、減価償却費を計上することで計画的な施設管理や機械更新が可能となります。

これらのことから、当事場の会計方式を公営企業会計に改めることが必要と考えます。

3 法の適用範囲について

1) 一部適用と全部適用の制度比較

法を全部適用する場合、管理者が設置され、職員の任免は管理者自らが行うなど、組織として

の独立性が、より強まります。

全部適用することによって、①管理者責任が明確になる、②専門的人材が育成できる、③人員配置が迅速化できるなどのメリットがあるとされています。

(●：適用 ×：非適用)

法の規定	概要	一部適用	全部適用
財務規定	公営企業会計方式の採用	●	●
組織規定	管理者の設置、条例による組織の設置	×	●
職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 職員の任免は管理者が行う	×	●

2) 適用範囲にかかる考察

これらに対し、当場の現状に照らし、以下のような懸念が考えられます。

① 業務の非効率化

全部適用し、一つの組織として独立した場合、それまで専門の所属に集中していた職員の任用や給与改定作業などの業務が分散し、非効率となります。

② コストの増大

管理者の設置により、人件費が増加することとなります。

③ 専門的な人材育成に対する懸念

業務の専門性は高いものの、当場のような小さな組織では、プロパー職員の採用につき、組織の新陳代謝が行われにくくなる可能性があります。

4 基本方針

以上の検討により、法適用の範囲としては、一部適用を推し進めることとします。

また、早期に効果を発現させるため、びわこボートレース場中期経営計画で予定していた平成 30 年度からの適用を一年前倒しし、平成 29 年度からの適用を目指すこととします。

5 移行スケジュールと今後に向けて

今後、下表のようなスケジュールにより移行を進めていく予定ですが、会計方式の移行自体が目的ではなく、財務体質を強化するための出発点であると考えています。さらなる体質強化に向け、施策効果を図りながら、柔軟に経営判断を行っていきたいと考えています。

準備業務の概要 月	平成 27 年度			平成 28 年度			
	7	10	1	4	7	10	1
1. 法適用基本方針の決定	策定・決定						
2. 固定資産調査の実施	資産の洗い出し・調査						
3. 会計システムの構築	予算案作成・仕様書作成・開発作業等						
4. 企業会計制度の移行事務				勘定科目の検討・関係職員研修等			
5. 出納その他会計事務の移行				事務の習得・関係機関との調整			
6. 関係例規整備作業				例規整備・条例提案等			
7. 金融機関との調整				出納取扱機関の指定			